

「和歌山県試し買い購入促進認定制度」申請者の募集

「和歌山県試し買い購入促進認定制度」とは、新商品開発により新たな事業分野の開拓を図る県内事業者を「**新事業分野開拓者**」として認定し、その者が開発する新商品の販路開拓を支援するため県が随意契約での調達に努める制度です。

なお、認定した企業には、認定証を交付するとともに、県のホームページで新商品を紹介します。

1. 対象事業者

県内に主たる事務所を有する中小企業、組合又は個人。

※販売代理店など商品の開発を行わない者及び単に製造のみを請負う者は含みません。

2. 対象商品

次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- (1) 独創性、社会的有用性等が認められる商品（食品、飲料水及び医薬品は除く。）
- (2) 県の機関での受注実績がなく、市場での流通が十分でないもの。
- (3) 申請の時点で商品の販売を開始してから概ね5年以内のもの。
- (4) 特許権等の権利に関する問題が生じないもの。
- (5) J I S規格など品質及び安全性に関する基準に合致しているもの。
- (6) 本制度で、過去に新商品として認定を受けたものと同一でないもの。
- (7) 公序良俗に反せず、法令等で製造、販売等が禁止されていないこと。

3. 留意点

- ・新事業分野開拓者の認定は、和歌山県試し買い購入促進認定制度審査部会で審査のうえ決定します。
- ・県が購入する可能性のある商品であることも認定に際して考慮します。
- ・本制度は認定商品の購入を約束するものではありません。

4. 応募方法

所定の申請書に必要事項をご記入のうえ、必要書類を添付して以下の提出先へ郵送または持参により提出してください。申請書の様式や必要書類につきましては、以下のホームページでご確認をお願いします。

5. 募集期間

平成28年6月1日（水）～平成28年7月22日（金）

6. 提出・問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県 企業振興課 経営支援班 担当：長谷川

TEL：073-441-2760 FAX：073-424-1199

E-mail：e0610001@pref.wakayama.lg.jp

HP：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/061000/tameshi/tameshi_top.html